

「架空請求ハガキ」が大量に郵送されています ご注意を！

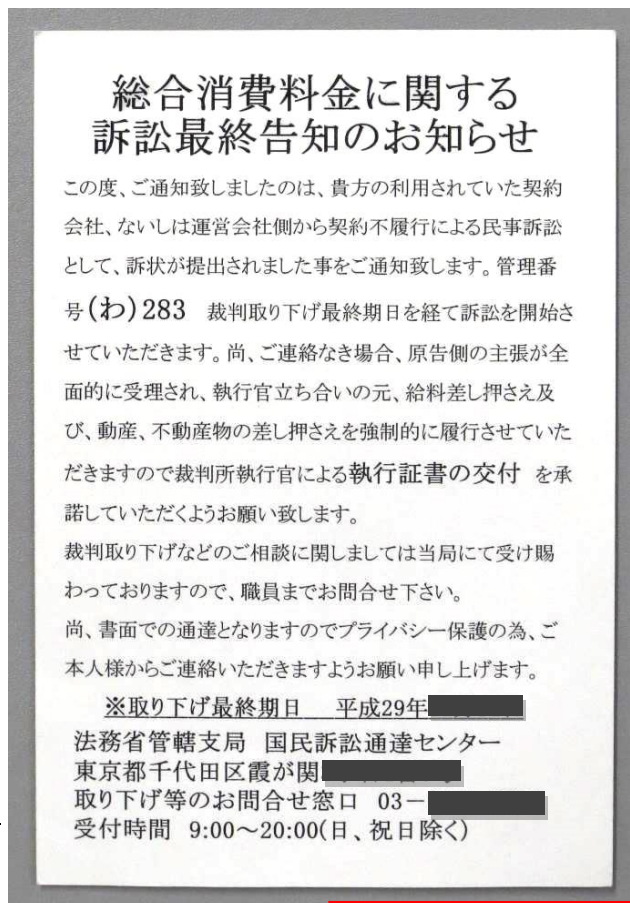
『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』などと題するハガキが大量に郵送されており、当町の窓口にも、相談や情報提供がたくさん寄せられています。

告知の内容は、貴方が利用されている契約会社から、契約不履行による民事訴訟が提出されたことを通知するものです。このまま連絡がないと給与、動産、不動産を差し押さえるとが書かれています。

差出人は、法務省管轄支局「民間訴訟告知センター」、「国民訴訟通達センター」などとなっており、東京の住所、電話番号が記載されています。

くれぐれも電話をしないでください。

電話をかけると、訴訟を取り下げる相談に乗るといった手口で、弁護士を紹介する手数料を払わせるような誘導をしたり、訴訟取下げの手数を請求し、犯人はコンビニでプリペイドカードで支払わせるなどの指示を出しているようです。支払ったお金は戻ってこないの、気をつけましょう。



ハガキの現物

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188

今年度も、西濃6町（養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、輪之内町）における消費生活相談の広域連携事業を継続しています。専門相談員が各町を巡回します。ご自身の住所地だけでなく、近隣の役場でもご相談いただけますので、契約、サービスのトラブルでお困りのことがありましたら、ご利用ください。